

## ○社会福祉法人広島県福祉事業団評議員及び役員に対する報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人広島県福祉事業団役員に対する報酬及び費用弁償規程（昭和46年9月20日通知第303号）の全部を改正する。

沿革	1	平成19年3月22日	平成19年規程第3号改正
	2	平成24年3月23日	改正
	3	平成26年3月27日	改正
	4	平成28年3月23日	改正
	5	平成29年7月1日	改正

（趣旨）

第1条 社会福祉法人広島県福祉事業団（以下「事業団という。」）定款第8条及び第22条の規定に基づく評議員及び役員（理事，監事）（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準，費用弁償の額並びにその支給方法については，この規程の定めるところによる。

（報酬及び期末手当）

第2条 役員等には報酬を支給する。ただし，広島県職員である者及び事業団の常勤職員として職員給与を受給している者には支給しない。

2 報酬の額は，次の各号に定めるとおりとする。ただし，特に必要がある場合は，第1号に掲げる額に，1,000,000円を加算した額の範囲内で定めることができる。

（1）常勤の役員

ア 理事長及び副理事長 年額7,500,000円以下

イ 常務理事 年額6,500,000円以下

（2）評議員及び非常勤の役員 別表に定める額

3 常勤の役員報酬は，月額報酬と期末手当に区分して支給できるものとし，月額報酬及び期末手当の額は，理事会が定めるものとする。

4 理事が事業団の非常勤職員として勤務したときは，役員報酬及び当該職員としての報酬を併給することができる。

（費用弁償）

第3条 役員等が評議員会及び理事会に出席するため旅行したとき又はその他の職務のため旅行したときに，費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は，職員の例による。

3 第1項の旅費は，役員等の居住地（常勤の役員及び事業団の職員については事業団における勤務地とし，広島県職員については当該勤務地とする。）から計算する。

4 常勤の役員には費用弁償として通勤手当を支給することができる。

5 前項の規定により支給する通勤手当の額は，職員の例による。

（支給方法）

第4条 この規程に定めるものを除くほか，常勤の役員の報酬，期末手当及び費用弁償の支給方法については，職員の例による。

2 評議員及び非常勤の役員の報酬及び費用弁償は，評議員会及び理事会への出席又はその他の職務の都度，支給する。

3 前2項の規定による支給に当たっては，本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

(報酬の日割計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 前2項の場合における報酬の額については、その月の現日数から週休日を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

4 前項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(広島県福祉事業団役員に対する報酬及び費用弁償規程の廃止)

2 広島県福祉事業団役員に対する報酬及び費用弁償規程(昭和46年9月20日通知第303号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

2 平成29年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に支給された報酬等は、改正後の規程による報酬等の内払とみなす。

別表(評議員及び非常勤の役員の報酬)

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席, その他の職務	13,000円

(2) 理事

区 分	日 額
-----	-----

(3) 監事	理事会への出席, その他の職務	13,000円
	区 分	日 額
	会計監査の実施	37,500円
	業務監査の実施, 理事会・評議員会への出席, その他の職務	13,000円